

東海第二発電所の新規制基準適合性審査申請を踏まえた県の対応について

平成26年6月12日

防災・危機管理局原子力安全対策課

1 経過

- ・ 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会は、従来の規制基準を大幅に強化した新たな基準（以下「新規制基準」という。）を策定。
- ・ 日本原電(株)は、東海第二発電所において、既の実施又は今後実施予定の東海第二安全対策について、新規制基準に適合するものとするため、原子力規制委員会の適合性審査を去る5月20日に申請。
- ・ 同申請に先立ち、日本原電(株)は、原子力安全協定に基づき、県、村に対し、当該安全対策に係る新增設等計画書を提出。

2 県の対応

- ・ 東海第二発電所の新たな安全対策については、今後、原子力規制委員会の適合性審査において、その妥当性が確認されることとなるが、東海第二発電所の安全性については県民の関心が高いことを踏まえ、新增設等計画書等に基づき県独自に検証を行い、その結果を県民に公表することとする。
- ・ 検証に当たっては、県の原子力安全対策に係る技術的・専門的な調査検討機関である茨城県原子力安全対策委員会において調査検討を行う。

3 茨城県原子力安全対策委員会における調査検討の進め方

(1) ワーキングチームの設置

- ・ 調査検討を機動的かつ効果的に進めていくため、本委員会の下に「東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム」（以下「WT」）を設置する。
- ・ WTの委員は、本委員会委員の一部及び臨時委員から構成する。
- ・ 臨時委員には、運転開始後35年以上経過している東海第二発電所の特性を踏まえ、高経年化対策に係る専門家を加えるほか、必要に応じて追加選任する。

(2) WTの進め方

- ・ 地震・津波対策、火災対策、高経年化対策等のテーマ毎に審議を進める。
- ・ 審議に当たっては、事業者の日本原電(株)に対する説明聴取のほか、必要に応じ、原子力規制委員会等関係機関からの説明聴取、現地調査等を行う。
- ・ WTは、その検討状況及び検討結果を適時、本委員会に報告する。
- ・ 会議は原則公開とする。